平成２６年（フ）第４５４号
広島市南区宇品海岸１丁目10番７―713号
破産者　橋本　雅史
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６８号
広島市中区舟入町５番13―701号
破産者　坂井　由美
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１６号
福岡市中央区荒戸２丁目４番37―403号、申立時の住所福岡市中央区荒戸３丁目４番70号
破産者　吉岡　竜介
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２２号
埼玉県川越市清水町13番地16　コーポみゆき13号室
破産者　鍋谷　正司
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２５号
千葉県香取市分郷213コーポマリンＡ棟201号、開始決定時の住所千葉県匝瑳市春海7030番地２
破産者　品村　中宏
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第７５３号
宮城県黒川郡富谷町三ノ関三枚橋１―１、住民票上の住所宮城県気仙沼市内の脇１丁目39番地　アバニティービル203号
破産者　西城　久美
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
宮城県黒川郡富谷町成田６丁目４番地５
破産者　初田　悟史
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
福島県いわき市小名浜字定西174番地の２
破産者　鶴岡　成夫
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第９７６号
埼玉県川口市元郷４丁目８番26号
破産者　福田　和子
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
千葉県山武郡九十九里町下貝塚891番地、住民票上の住所千葉県東金市下武射田888番地19
破産者　行木　　修
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２５１号
相模原市南区相模台３丁目２番12号　ヴィラクレモナ６番館202号室
破産者　武田　　等
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２号
富山市月岡町３丁目320番地、前住所富山市水橋舘町54番地７
破産者　アクアボックスこと　宇波　達也
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
東京都江東区大島１丁目１番20号、開始決定時の住所山梨県甲府市大和町３番９号
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
山梨県甲府市山宮町1951番地１　山宮メゾネット102、開始決定時の住民票上の住所山梨県甲府市山宮町3167番地34
破産者　杉澤　知巳
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
岐阜県高山市中山町658番地
破産者　大倉　厚一
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第７号
岐阜県高山市中山町658番地
破産者　アラモードヴァンこと　大倉　千賀
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
静岡県焼津市焼津３丁目７番15号
破産者　寺尾　改治
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９８号
大阪市城東区放出西２丁目10番21―711号
破産者　坂本商店こと　坂本　究真
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部